別紙３　無限責任組合員募集における主な要件

第１　基本概要

1　市は、次世代産業を担うスタートアップ企業の更なる呼び込みと成長支援を投資目的とし、ファンドの有限責任組合員（LP）として出資する。

2　市の出資するファンドは、新規に設立するファンドもしくは既に設立されたファンド、又は既存ファンドと共同投資を行う目的で新規に設立するパラレルファンドを基本とする。

3　ファンドの法的形式は、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に基づく投資事業有限責任組合とする。

4　無限責任組合員は、ファンドを設立するに当たって、市が有限責任組合員として出資する際に必要な法的要件（第二種金融商品取引業、投資運用業等（適格機関投資家等特例業務の届出を含む））を備えているものとする。（なお、市は適格機関投資家ではない点に留意すること。）

5　無限責任組合員は、出資先企業による地域還元に関する取り組みや実績等についてのレポートを作成し、年１回程度報告することとする。

第２　市の出資額

市の出資額は、50,000 千円とする。

第３　投資対象

ファンドは、市の出資額以上の額を市内に本店を有する又は有する予定のある事業者３社以上に投資することを目標とする。当該投資の投資領域は、イノベ重点分野を中心とした次世代産業とする。上記以外の投資については、ファンドの投資方針に従うものとする。

ただし、市内における施設の立地を伴う事業については、地域との共生を重視する市の方針を踏まえ、市及び地域との合意形成が図られることを前提とする。

また、「市内に本店を有する又は有する予定」に該当するかについては、当該投資先事業者への初回投資の時点において判断するが、「有する予定」の事業者については、その予定の時期について確認し、投資決定以前に市と情報共有を図るものとする。なお、当該情報共有は、無限責任組合員の投資判断の独立性を妨げるものではない。

第４　出資金の払込方法・管理方法・分配方法

1　出資約束金額を確定した上での「一括払い」又は「キャピタルコールを含む分割払い」の方式であること。

2　市の出資金は、「一括払い」方式を原則とする。

3　無限責任組合員は、市がファンド出資に当たって、出資約束金額以外の形式での費用・手数料等（設立費用、管理報酬、追加出資における経過利息等）の支払いには一切応じられない点に留意すること。

4　「一括払い」方式によって払い込まれた市の出資金については、「組合口座」とは別に「南相馬市専用プール口座」を開設し、キャピタルコールに応じて「組合口座」への振替送金とすること。なお、当該プール口座の管理に係る詳細は、投資事業有限責任組合契約等において定めるものとする。

5　「南相馬市専用プール口座」を含む出資金用の口座を適切に管理し、プール口座の入出金等については、その詳細を四半期ベースで市に報告すること。

6　投資事業有限責任組合契約に定める事由により、有限責任組合員に対して既に分配した組合財産の返還が必要となる可能性がある場合には、無限責任組合員は、市に対する事後的な返還請求が生じることを可能な限り回避するため、必要な措置を講ずること。

また、無限責任組合員は、有限責任組合員に対して既に分配した組合財産の返還が必要となる場合に備えて、市へ分配されるべき財産のうち必要かつ合理的な範囲について、リザーブ口座若しくはエスクロー口座への留保又はその他の適切な方法をとることとし、具体的な方法については、市との協議の上、定めるものとする。

第５　市の関与

1　市は、年２回以上、投資先企業の経営状況やファンドの運営状況の把握を行うなどのモニタリングを実施し、無限責任組合員との意見交換を行うことができるものとする。

2　市は、無限責任組合員の財務内容等の経営状況やコンプライアンス態勢について必要に応じ、報告を求めることができるものとする。

第６　報告義務

1　無限責任組合員は、出資先企業による地域還元に関する取り組みや実績等についてのレポートを作成の上、報告するものとする（詳細は、上記「第１ 基本概要」第５項を参照）。

2　無限責任組合員は、市に対して運用報告会を年２回以上実施する。

第７　市の実施するアンケート及び事例紹介への協力義務

無限責任組合員は、市が、投資先企業に対して行うアンケートの発送及び回収、並びに事例等の紹介について、合理的に可能な範囲で協力を行うものとする。（主に上記「第３投資対象」に該当する事業者を想定）

第８　その他

1　無限責任組合員において法令その他コンプライアンス遵守のための体制が整備されていること。

2　無限責任組合員は、市が市の定めた規則に従い会計処理を行うことに留意すること。

3　無限責任組合員は、市が、ファンド出資に際して法令、規則、公的機関による指導等を遵守する必要があることに留意すること。

4　市に対する組合財産の分配（清算人による分配を含む。）については、株式等の現物ではなく、金銭により行うこと。

5　ファンドが利息及び配当金を受領する際には、源泉徴収義務者に対し、市は非課税法人であることを通知し、適正な法人税法上の処理を行わせること。

6　市から検査・監査への協力を求められた場合、合理的に可能な範囲において協力を行うこと。

7　市による、スタートアップ企業向け支援施策との連携について、合理的に可能な範囲において協力を行うこと。（上記「第３投資対象」に該当する事業者を想定）

8　無限責任組合員の組織内のみならず、投資先企業等の役職員に対するハラスメント防止に向けた取組を積極的に実施すること。

第９　反社会的勢力への対応

1　無限責任組合員のすべての役職員及びすべての組合員が、自己並びにその役員及び経営に実質的に関与している者が反社会的勢力に該当しないこと、かつ将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを、表明し、保証すること。

2　上記１の表明保証又は誓約に違反があることが判明した場合には当該ファンドの組合員の除名事由に該当するものとするとともに、当該組合員が損害、損失等の補償義務を負うこと。

3　ファンドの投資対象から反社会的勢力を除外すること。